

## 令和7年度財政援助団体等監査実施計画

中野区監査委員監査基準第15条第3項の規定に基づき、財政援助団体等監査の実施計画を次のとおり定める。

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

### 第2 監査の対象

#### 1 監査対象年度

令和6年度

#### 2 監査対象事務

次に掲げる団体等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助などに係るもの

(地方自治法第199条第7項、地方自治法施行令第140条の7)

- (1) 区が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの
- (2) 区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人
- (3) 区が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの
- (4) 区が公の施設の管理を行わせている指定管理者

#### 3 監査対象団体

上記2(1)から(4)までに掲げる団体等のうち、監査対象団体抽出基準(別紙1)に基づき抽出した監査対象一覧(別紙2)に定める団体とする。

ただし、必要があると認めるときは、その他の団体等についても適宜監査を実施する。

#### 4 監査対象部

監査対象団体に係る監査対象事務を所管する部・局

### 第3 監査の期間

令和7年10月1日(水)から令和8年2月27日(金)まで

## 第4 監査の基本方針及び重点事項

- 1 補助金等交付団体及び公の施設の指定管理者について、補助金、委託料等が適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、補助や委託の目的が有効に達成されているかどうかについて監査を行う。
- 2 損失補償団体、出資団体及び債務保証団体について、出資目的に沿った事業運営がなされ、財政状況が良好であるかどうかについて監査を行う。
- 3 区の所管において、条例、規則、要綱等に照らして、補助、施設管理の事務等が適切に行われているかどうかについて監査を行う。
- 4 区の所管において、団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかについて監査を行う。

## 第5 監査の実施方法、実施場所及び日程

### 1 書面監査

監査対象団体及び監査対象部・局に対し関係書類の提出を求め、監査事務局内等で監査事務局職員により監査を行う。なお、監査実務を会計の専門的視点から補完するため、監査対象団体の会計書類調査の一部を公認会計士に委託して行う。

### 2 実地監査

実地監査は、必要に応じて実施する。

### 3 事情聴取

監査対象事務の執行に関し、監査委員が必要と認めるときは、関連する監査対象部・局及び監査対象団体を対象に事情聴取を実施する。

## 第6 監査の着眼点

施設の管理等が、法令、条例等の根拠に基づき適正に管理されているかなど、その他、中野区監査実施要綱第7条で定める監査等の着眼点のうち、財政援助団体等監査の着眼点から適宜選択する。

## 第7 監査技術の選択

監査は、書類、帳簿、証書類等に基づき中野区監査実施要綱第12条で定める監査技術の一般監査技術を適用するとともに、必要に応じ個別監査技術を選択適用して実施する。

## 第8 その他監査の実施上必要と認める事項

他の監査等との調整(中野区監査委員監査基準第13条)

### 1 財務監査との調整

財務監査の実施を通し抽出された内容を踏まえて、本監査でさらに問題点を抽出、整理する。

### 2 例月出納検査との調整

例月出納検査において抽出された問題点について、本監査を通して究明に努めるとともに、必要に応じ問題点を整理する。

## 第9 監査事務の日程

実施計画(案)検討・決定	※	9月30日(火)
具体的実施事項通知		10月 1日(水)
書面監査開始		11月 4日(火)
実地監査	※	11月20日(木)
書面監査終了		11月28日(金)
問題点検討	※	1月16日(金)
報告素案(講評内容)検討	※	1月23日(金)
報告素案(講評内容)決定	※	1月30日(金)
講評、報告検討	※	2月 6日(金)
報告検討	※	2月13日(金)
報告検討	※	2月20日(金)
報告決定	※	2月27日(金)
報告提出、公表		3月 2日(月)

※印は、委員協議会開催日